



**米国の防衛装備関連企業の
マーケティング活動に係る輸出管理制度に関する調査役務
最終報告書**

有限責任監査法人トーマツ
2017年3月24日

はじめに

当法人は、貴庁と同左との間で締結された平成29年1月11日付けの契約書に基づき、貴庁と事前に合意した手続を実施しました。

本報告書は、上記手続に従って、貴庁内検討及び判断に係る参考資料として作成されたものです。内容の採否や使用方法については、貴庁自らの責任で判断を行って頂きたいと存じます。

また、本報告書に記載されている情報は、公開情報を除き、貴庁及び調査対象会社等からの提供情報を基礎としております。これら貴庁及び調査対象会社から入手した情報自体の妥当性・正確性については、当法人側で責任を持つことができないことをご理解頂けますようお願いいたします。

なお、本報告書は、貴庁の内部での利用を前提に作成されておりますので、事前の承諾なく全部又は一部を第三者に開示されることのないようお願い申し上げます。本報告書が本来の目的以外に利用されたり、第三者がこれに依拠したとしても当法人はその責任を負いかねます。また、上記契約書の定めに拠ることなく、本報告書を無断で複写・転載・開示することを禁じます。

平成29年3月24日

有限責任監査法人トーマツ

最終報告書目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 1. 調査業務の実施方針等に関する事項 | 4 |
| 1.1 本調査研究の背景及び目的 | 5 |
| 1.2 調査アプローチ | 6 |
| 2. 調査結果サマリ | 8 |
| 2.1 米国における輸出管理制度 | 9 |
| 2.2 今後に向けた提言 | 18 |
| 3. EARに関する調査結果 | 19 |
| 3.1 法令概要 | 20 |
| 3.2 ライセンス種類及びライセンス免除 | 24 |
| 4. ITARに関する調査結果 | 28 |
| 4.1 法令概要 | 29 |
| 4.2 ライセンス種類及びライセンス免除 | 33 |
| 5. 米国企業及び米国規制当局へのヒアリング結果 | 37 |
| 5.1 米国企業へのヒアリング結果 | 38 |
| 5.2 米国規制当局へのヒアリング結果 | 40 |
| 6. 防衛装備関連企業のマーケティング活動に係る輸出管理規制の日米比較 | 41 |
| 6.1 日米における輸出ライセンス | 42 |
| 6.2 日米における輸出規制運用 | 44 |
| 6.3 (ご参考) 諸外国における輸出ライセンス調査 | 46 |
| 7. 今後に向けた提言 | 49 |
| 8. 用語集 | 53 |

1. 調査業務の実施方針等に関する事項

1. 調査業務の実施方針等に関する事項

1.1. 本調査研究の背景及び目的

本調査の背景

- 我が国の防衛装備関連企業が将来的な防衛装備協力の案件を模索するためには、防衛装備品に関する国際展示会出展等のマーケティング段階において、装備品等の技術情報を外国企業に提供することが効果的である。
- しかしながら、我が国においては、装備品等の技術情報の外国企業への提供は「外国為替及び外国貿易法」に規定する武器技術の輸出に該当するため、事前に提供先を特定し、不開示同意等を結んだ上で、輸出許可を受ける必要があり、展示会場において関心を示した企業等との商談等で詳細な技術情報を提供することができない状況にある。
- 一方、欧米諸国においては、マーケティング段階における技術情報の提供のための「マーケティング・ライセンス」と通称される制度が輸出管理制度上存在しているとの情報があり、貴庁は、我が国でも同様の制度を構築する必要があるとの課題を認識されている。

本調査の目的

- 左記背景を踏まえ、米国の防衛装備関連企業がマーケティング段階で外国企業に情報提供を行う際の関連制度等について、主に以下の項目について調査を実施し、我が国の防衛装備関連企業が国際展示会等において効果的な情報提供を行うための制度検討に資することを目的とする。
 - 米国の防衛装備関連企業のマーケティング活動に係る輸出管理制度に関する調査
 - 米国の防衛装備関連企業のマーケティングに係る輸出管理制度に基づく手続きに関する調査
 - マーケティング段階における技術情報の提供のための制度
 - 米国の防衛装備関連企業のマーケティングに係る輸出管理制度に基づく手続きに関する調査
 - マーケティングに係る輸出管理制度の手續概要

1. 調査業務の実施方針等に関する事項

1.2. 調査アプローチ

調査項目及び調査方法

| 調査項目 | 調査方法 |
|--|---|
| <u>米国の防衛装備関連企業のマーケティング活動に係る輸出管理制度に関する調査</u> | |
| 1. 米国の防衛装備関連企業のマーケティングに係る輸出管理制度に基づく手続きに関する調査 | 文献調査による米国における一般的な防衛装備品に係る輸出管理制度の調査 |
| 2. マーケティング段階における技術情報の提供のための制度 | 文献調査による米国輸出管理制度にて存在するとされる、マーケティング段階における技術情報の提供のための輸出管理制度の概要調査 |
| <u>米国の防衛装備関連企業のマーケティングに係る輸出管理制度に基づく手続きに関する調査</u> | |
| 3. マーケティングに係る輸出管理制度の手続概要 | 文献調査及びヒアリングによる米国におけるマーケティングに係る輸出管理制度において定められている手続の概要調査 |
| <u>報告・報告書作成</u> | |

1. 調査業務の実施方針等に関する事項

1.2. 調査アプローチ

実施スケジュール

| 業務 | 1月 | | | 2月 | | 3月 | |
|--|--------|---|--------|----|--------|-------|---|
| | | | | | | | |
| マイルストーン | | | | | | | |
| 進捗報告・最終報告 | △ | △ | △ | △ | △ | ▲ ※納品 | |
| 米国の防衛装備関連企業のマーケティング活動に係る輸出管理制度に関する調査役務 | | | | | | | |
| 実施計画 | ■ | | | | | | |
| 米国の防衛装備関連企業のマーケティング活動に係る輸出管理制度に関する調査 | | | ■ | | | | |
| 米国の防衛装備関連企業のマーケティングに係る輸出管理制度に基づく手続に関する調査 | | | | | ■ | | |
| 報告・報告書作成 | | | | | | | ■ |
| | ■ 作業期間 | | △ 進捗報告 | | ▲ 最終報告 | | |

2. 調査結果サマリ

2. 調査結果サマリ

2.1. 米国における輸出管理制度

日本における輸出管理制度

| 法律 | 外国為替及び外国貿易法 | | |
|-----|---------------------------------|----------------|--|
| | 第48条第1項 | 第25条第1項、第3項 | |
| 政令 | 輸出貿易管理令(輸出令) | 外国為替令(外為令) | |
| | 規制対象貨物を「別表第1」に記載 | 規制対象技術を「別表」に記載 | |
| 省令等 | 輸出貿易管理規則 核兵器等省令 通常兵器開発等省令 | 貨物等省令 | 貿易外省令 核兵器等開発等告示 通常兵器開発等告示 仲介貿易おそれ省令 |
| | 対象 | | 貨物の輸出に関する規制 |

【参考】規制品目に係る外為法と米国規制の比較

外為法における規制される品目は、輸出管理規則(EAR)における規制品目に、武器輸出管理法(AECA)における規制品目を加えたものとほぼ同様となっています。

| 品目 | | 日本(外為法) | 米国規制 |
|-----|------------|------------|---------------------|
| 兵器 | | リスト規制 | ITARにおける規制品 |
| 汎用品 | 兵器の開発に転用可能 | キャッチオール規制品 | EARにおけるリスト規制品 |
| | その他 | 非規制品 | 米国独自のリスト規制品(対テロ規制等) |
| | | | EARにおけるリスト外規制品 |

米国における輸出管理制度

- 米国においては、輸出対象品によって、所管官庁及び法規が異なります。
- 防衛装備品については、商務省の所管する輸出管理規則(EAR)及び、国務省の所管する武器輸出管理規則(ITAR)により規制されています。

| 所管 | 商務省(DOC) | 国務省(DOS) | 財務省(DOT) | 原子力規制委員会(NRC)/ エネルギー省(DOE) | 国務省及び財務省 |
|----|---------------------|----------------|-----------------------------------|--------------------------------|---|
| 法律 | 米国輸出管理法(EAA) | 武器輸出管理法(AECA) | 対敵取引規制法(TWEA) 国際緊急経済権限法(IEEPA) | 原子力法(AEA) | イラン民主化支援法やイラン・シリア・北朝鮮大量破壊兵器不拡散法等の、議会立法に基づく各種制裁法 |
| 規制 | 米国輸出管理規則(EAR) | 武器輸出管理規則(ITAR) | 外国資産管理法(OFAC規制) | 連邦規則 (10 CFR Part 110, 810) | |
| 対象 | 民生用品(デュアル・ユース品目を含む) | 軍事用品 | 経済制裁国との取引 | 核関連貨物・技術 | テロ支援国等の特定国、大量破壊兵器の拡散関連用途等 |

2. 調査結果サマリ

2.1. 米国における輸出管理制度

- 米国における主な輸出管理制度の概要は以下の通りです。
- 軍事転用が可能な汎用品についてはEAR、軍事用品についてはITARが、それぞれ基本的な準拠規制となります。

| | 米国輸出管理規則 (Export Administration Regulations: EAR) | 武器輸出管理規則 (International Traffic in Arms Regulations: ITAR) | 外国資産管理法 (Foreign Assets Control Regulations) | 原子力法 (Atomic Energy Act: AEA) |
|------|---|---|--|---|
| 所管 | 商務省 産業安全保障局(BIS) | 国務省 防衛取引管理局(DDTC) | 財務省 外国資産管理部(OFAC) | 原子力規制委員会(NRC)／ エネルギー省(DOE) |
| 対象 | 民生用品(貨物・技術)(軍用・民生用 であるデュアル・ユース品含む) | 軍事用品(貨物・技術) | 米国の国家安全保障に脅威を与える 国・地域との取引 | 核関連の貨物・技術 |
| 規制概要 | <ul style="list-style-type: none"> ■ COCOM発足に合わせて、米国原産貨物・技術の共産圏への流出防止を目的に、1949年に制定された米国輸出管理法(EAA)に基づき施行された規制である。 ■ 米国の国家安全保障と外交政策目標の達成を目的としており、経済制裁、経済封鎖にも対応した内容となっている。 ■ 一般の民生用品(軍事用としても利用可能なデュアル・ユース品を含む)の輸出及び再輸出を規制対象としている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 特別に軍事用として設計または改造された品目を、米国武器品目リスト(US Munitions List)に規定(技術仕様は非公開)によって規制している。 ■ 規制品目の輸出には、原則ライセンスが必要である。 ■ ライセンスが与えられた品目が米国から輸出された後、輸入国から当該規制品目を再輸出する場合には米国政府の事前承認が必要となる。 ■ 民生用に設計され、軍事的にも応用できる品目は、原則としてEARの規制対象となる。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 戦争時の交戦国あるいは米国の国家安全保障に脅威を与える国や事象に対して適用される対敵取引規制法(TWEA)及び国際緊急経済権限法(IEEPA)に基づき、OFACが発行する具体的な規制である。 ■ OFAC規制対象となる禁輸国に対する規制は、国により異なるが、主に禁輸国の輸出入取引、禁輸国やその政府が有する資産取引(金融取引等)、被制裁国との人的交流等が禁止される。被制裁国との取引にはライセンスが必要となる。 ■ OFAC規制は、EARに優先して適用される。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 原子力法(AEA)に基づく連邦規則(10 CFR Part110)により規制している。 ■ 原子力委員会が、特定の原子力関連機器・ソフトウェア及び核物質の輸出を所管し、エネルギー省が、その技術を所管している。 ■ 核関連の貨物・技術の輸出にはライセンスが必要である。 |

出典：
 (株)東芝 輸出管理部編『キャッチオール輸出管理の実務 第3版』(日刊工業新聞社、2010年)
 橋本かおる著『輸出管理の基本と実務がよくわかる本』(秀和システム、2013年)

2. 調査結果サマリ

2.1. 米国における輸出管理制度

(ご参考) 米国における制定法

- 合衆国憲法及び連邦議会が制定した法律で現在有効であるものは、The United States Codeに系統的に編纂されます。

Public Law: 法案が連邦議会にて可決され制定法として施行される場合、Slip lawsとして発行され、これをPublic Lawと呼ぶ

54の巻 (Title) から構成される合衆国法典 (The United States Code: USC) に編纂される

Public Law

Public Law 87-653

議会における連番

当該法案を議決した議会番号

USC: The United States Code

10 USC 2306a

セクション番号

Title

2. 調査結果サマリ

2.1. 米国における輸出管理制度

(ご参考) 米国における規則体系

- 大統領の命令・布告、連邦機関の規則は、連邦政府公報である Federal Register で公示され、Code of Federal Regulationsに編纂されます。

連邦政府広報(Federal Register)における公示対象

1. Presidential Documents, including Executive orders and proclamations.
(布告、行政命令を含む大統領文書)
2. Rules and Regulations, including policy statements and interpretations of rules.
(連邦機関規則)
3. Proposed Rules, including petitions for rulemaking and other advance proposals.
(規則案)
4. Notices, including scheduled hearings and meetings open to the public, grant applications, administrative orders, and other announcements of government actions.
(聴聞会等を含む告示)

50の巻(Title)に年に1回以上の頻度により、連邦規則集(Code of Federal Regulations: CFR)に編纂される

出典:

the FederalRegister.gov website

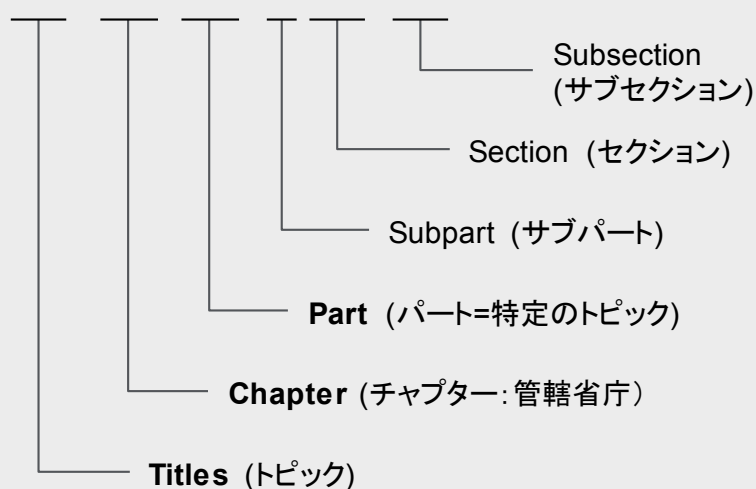
<https://www.federalregister.gov/policy/about-us>

U.S. Government Publishing Office

<http://www.gpo.gov/fdsys/browse/collectionCfr.action?collectionCode=CFR>

C.F.R. (連邦規則集)

XX - XX - XX. X XX - XX



たとえば、15 CFR Ch. VII § 740.13.であれば、
Title 15. Commerce and Foreign Trade
Chapter VII. Bureau of Industry and Security, Department of
Commerce (Refs & Annos)
Subchapter C. Export Administration Regulations
Part 740. License Exceptions (Refs & Annos)
§ 740.13 Technology and software - unrestricted (TSU)

2. 調査結果サマリ

2.1. 米国における輸出管理制度

(ご参考) CFR Title 15—Commerce and Foreign Trade

■ EARは、連邦規則集 第15編 商業と対外貿易 第7章 商務省産業安全保障局に関する規則の一部です。

| | | |
|---|--|---|
| CFR Title 15—Commerce and Foreign Trade | Subtitle B—Regulations Relating to Commerce and Foreign Trade | Chapter VII—Bureau of Industry and Security, Department of Commerce |
| Subtitle A—Office of the Secretary of Commerce | Chapter I—Bureau of the Census, Department of Commerce | Subchapter A—National Security Industrial Base Regulations |
| Subtitle B—Regulations Relating to Commerce and Foreign Trade | Chapter II—National Institute of Standards and Technology, Department of Commerce | Subchapter B—Chemical Weapons Convention Regulations |
| Subtitle C—Regulations Relating to Foreign Trade Agreements | Chapter III—International Trade Administration, Department of Commerce | Subchapter C—Export Administration Regulations |
| Subtitle D—Regulations Relating to Telecommunications and Information | Chapter IV—Foreign–Trade Zones Board, Department of Commerce | Subchapter D—Additional Protocol Regulations |
| | Chapter VII—Bureau of Industry and Security, Department of Commerce | |
| | Chapter VIII—Bureau of Economic Analysis, Department of Commerce | |
| | Chapter IX—National Oceanic and Atmospheric Administration, Department of Commerce | |
| | Chapter XI—[Reserved] | |
| | Chapter XIII—East–West Foreign Trade Board | |
| | Chapter XIV—Minority Business Development Agency | |

出典: U.S. Government Publishing Office
<https://www.gpo.gov/fdsys/browse/collectionCfr.action?selectedYearFrom=2016&go=Go>

2. 調査結果サマリ

2.1. 米国における輸出管理制度

(ご参考) CFR Title 22—Foreign Relations

■ ITARは、連邦規則集 第22編 外交関係 第1章 国務省に関する規則の一部です

| CFR Title 22—Foreign Relations |
|--|
| Chapter I—Department of State |
| Chapter II—Agency for International Development |
| Chapter III—Peace Corps |
| Chapter IV—International Joint Commission, United States and Canada |
| Chapter V—Broadcasting Board of Governors |
| Chapter VI—[Reserved] |
| Chapter VII—Overseas Private Investment Corporation |
| Chapter VIII—[Reserved] |
| Chapter IX—Foreign Service Grievance Board Regulations |
| Chapter X—Inter-American Foundation |
| Chapter XI—International Boundary and Water Commission, United States and Mexico, United States Section |
| Chapter XII—United States International Development Cooperation Agency |
| Chapter XIII—Millennium Challenge Corporation |
| Chapter XIV—Foreign Service Labor Relations Board; Federal Labor Relations Authority; General Counsel of the Federal Labor Relations Authority; and the Foreign Service Impasse Disputes Panel |
| Chapter XV—African Development Foundation |
| Chapter XVI—Japan–United States Friendship Commission |
| Chapter XVII—United States Institute of Peace |

| Chapter I—Department of State |
|--|
| Subchapter A—General |
| Subchapter B—Personnel |
| Subchapter C—Fees and Funds |
| Subchapter D—Claims and Stolen Property |
| Subchapter E—Visas |
| Subchapter F—Nationality and Passports |
| Subchapter G—Public Diplomacy and Exchanges |
| Subchapter H—Protection and Welfare of Americans, Their Property and Estates |
| Subchapter I—Shipping and Seamen |
| Subchapter J—Legal and Related Services |
| Subchapter K—Economic and Other Functions |
| Subchapter L—Enemies and Reparations |
| Subchapter M—International Traffic in Arms Regulations |
| Subchapter N—Miscellaneous |
| Subchapter O—Civil Rights |
| Subchapter P—Diplomatic Privileges and Immunities |
| Subchapter Q—Environmental Protection |
| Subchapter R—Access to Information |
| Subchapter S—International Agreements |
| Subchapter T—Hostage Relief |
| Subchapter U—International Commercial Arbitration |

出典: U.S. Government Publishing Office
<https://www.gpo.gov/fdsys/browse/collectionCfr.action?selectedYearFrom=2016&go=Go>

2. 調査結果サマリ

2.1. 米国における輸出管理制度

米国における輸出ライセンス概要

- 米国では、輸出品の用途や機密度等により、複数の種類のライセンスが整備されています。
- ヒアリングによる調査の結果、ITARの下で発行されるDSP-5ライセンスが、いわゆるマーケティング・ライセンスに該当すると思われます。

| 準拠規制 | ライセンス種類 | 適用対象 | 発給元 | 有効期間 | ライセンス申請手続き | 取得に要する期間 |
|------|---------------|--|------|------|---|---------------------|
| ITAR | DSP-5 (ITAR) | <ul style="list-style-type: none"> 機密でない(Unclassified)軍事用品・技術情報の輸出 <ul style="list-style-type: none"> 外国人への技術資料の口頭での伝達等 いわゆるマーケティング・ライセンスに該当 (ヒアリングによる調査結果であり、当局が「マーケティング・ライセンス」として発行しているわけではない) | DDTC | 4年 | <ul style="list-style-type: none"> 原則として電子申請 重要軍事装備品 (Significant Military Equipment: SME) に分類される軍事用品は、輸出先の荷受人及びエンドユーザーの署名した非移転使用証明書(DSP-83)が必要 | 約90日 (ヒアリングによる調査結果) |
| | DSP-73 (ITAR) | <ul style="list-style-type: none"> 機密でない(Unclassified)軍事用品の一時的な輸出 輸出期間が4年未満、かつ所有権移転のない取引 <ul style="list-style-type: none"> 公開の展示会や見本市等のための防衛物品 | | | | |
| | DSP-85 (ITAR) | <ul style="list-style-type: none"> 機密扱いの(Classified)軍事用品・技術情報の輸出及び一時輸入 | | | | |
| EAR | EAR license | <ul style="list-style-type: none"> 規制品目リスト(CCL)及びカントリーチャート等により、ライセンスが必要とされ、かつライセンス除外条項が適用されない輸出取引 | BIS | 4年 | <ul style="list-style-type: none"> 原則として電子申請 1件のライセンスで複数の輸出品目を認可可能(ただし品目種類が大幅に異なる場合は不可) | 90日以内 |

2. 調査結果サマリ

2.1. 米国における輸出管理制度

米国におけるライセンス申請手続きに係る情報開示

- 米国では、防衛装備品の輸出取引に係る準拠規制や、ライセンス要否の判定に係る情報を積極的に開示しています。(→ 課題① P.19)

| | 情報開示の事例 | 概要 |
|------|--|--|
| EAR | Commerce Control List Classification https://www.bis.doc.gov/index.php/licensing/commerce-control-list-classification | <ul style="list-style-type: none"> 輸出品目の分類番号(ECCN)の判定に係るガイドライン |
| | Classification Request Guidelines https://www.bis.doc.gov/index.php/licensing/commerce-control-list-classification/classification-request-guidelines | <ul style="list-style-type: none"> ECCNの判定が困難な場合における当局照会に係るガイドライン(最大6品目まで照会が可能) |
| | Publicly Available Classification Information https://www.bis.doc.gov/index.php/licensing/commerce-control-list-classification/publicly-available-classification-information | <ul style="list-style-type: none"> 米国企業製品に係るECCNの共有 民間企業による自社製品のECCNの開示情報をとりまとめたもの |
| | Commodity Jurisdiction https://www.bis.doc.gov/index.php/licensing/commerce-control-list-classification/commodity-jurisdiction | <ul style="list-style-type: none"> 準拠規制の判定に係る当局照会についての情報 |
| ITAR | Commodity Jurisdiction Final Determinations http://www.pmddtc.state.gov/commodity_jurisdiction/determination.html | <ul style="list-style-type: none"> 個別具体的な輸出品目に係る準拠規定及びECCNの情報開示 |
| | Guidelines and Instructions http://www.pmddtc.state.gov/licensing/guidelines_instructions.html | <ul style="list-style-type: none"> ライセンス別の申請ガイドライン |
| | Decision Tree Tools http://www.pmddtc.state.gov/licensing/decision_tools.html | <ul style="list-style-type: none"> 規制対象該否に係る判定支援ツール |

2. 調査結果サマリ

2.1. 米国における輸出管理制度

米国におけるライセンス免除及びライセンス例外規定

- 米国では、安全保障上リスクの低い輸出取引に関しては、ライセンス免除やライセンス例外等の規制緩和措置が整備されています。(→ 課題② P.19)

EARにおけるライセンス例外（一部）

- 見本市への出展、点検・修理等の為の一時的な輸出取引に係るライセンス例外(TMP)
- 見積もりや入札、販売促進等に用いる情報の提供に係るライセンス例外(TSU)（設計や製造に係る詳細な情報の提供には適用不可）
- NATO等の同盟加盟国政府を最終使用者とする特定の軍物品目（600シリーズ）に係るライセンス例外(STA)

ITARにおけるライセンス免除規定（一部）

- FMSプログラムの下での輸出取引に係るライセンス免除
- 展示会等出展の為の一時的な輸出取引に係るライセンス免除（ただし、過去に同様の展示会等出展目的輸出許可された軍用品に限る）
- 規制上では、基本的なマーケティング情報は規制適用対象外とされている（ただし、実際の運用については個別に調査が必要）

（ご参考）英国における輸出ライセンスの事例

- 英国においては、戦略的に輸出を促進している装備品(F-35戦闘機)の輸出取引に対して、“pre-published”ライセンスが整備されています。

日米におけるライセンス申請プロセスの比較

- ライセンスの発行に係るプロセスや、防衛装備関連企業への監督方法といった運用面について差異が見受けられました。(→ 課題③、④ P.19)

| | ライセンス要否判定 | 申請準備 | 申請手続 | ライセンス発行後の監督 |
|----|---|--|--|---|
| 米国 | <ul style="list-style-type: none"> 輸出品目カテゴリや、ライセンス要否判定するツール等を整備済 | <ul style="list-style-type: none"> 手続き、書類等に係るガイドラインを整備済 事前相談不要 | <ul style="list-style-type: none"> 原則、電子申請のみ許容^{※3} | <ul style="list-style-type: none"> 事後的な監査の実施 企業のベストプラクティスの共有等のアウトリーチ活動の実施 |
| 日本 | <ul style="list-style-type: none"> 様々な法令、通達等において規定されており、参照が困難 | <ul style="list-style-type: none"> 手続き、書類等の案内は担当窓口への事前相談にて対応^{※1} | <ul style="list-style-type: none"> 窓口、郵送、電子申請を許容^{※2} | <ul style="list-style-type: none"> 配布資料の点検等による輸出企業のマーケティング活動への監督 |

(※1)ただし武器のクレーム提供を除く、
 (※2)ただし一般包括許可の場合は電子申請のみとなる。
 (※3)ただし機密情報の場合のみ書面での申請となる。

2. 調査結果サマリ

2.2. 今後に向けた提言

本調査により抽出された課題

本調査の結果、本邦における防衛装備関連企業のマーケティング活動に係る輸出管理規制について、抽出された課題は以下の通りである。

① 許可申請手続きに係る情報の不足

- 輸出申請前の該否判定や、申請手続きに関する情報の一覧性に改善の余地があると考えられる

② 戦略的な輸出促進のための制度整備

- 戦略的に輸出を促進するための制度面での措置について、導入を検討する余地があると思われる

③ 許可発行プロセスの効率性及び情報集約

- 許可申請前における事前相談は、輸出者の負担増や所要期間の長期化の要因となる
- 許可発行に係るプロセスが、諸外国と比較し十分に効率化されていない。輸出取引に係る情報集約や業務効率の観点から改善の余地があると思われる

④ 輸出許可発行後の企業への監督方法

- 輸出企業のコンプライアンス体制に係る現状の監督方法について、輸出企業の負担を軽減し、輸出企業のマーケティング活動を円滑にする余地があると思われる

課題の解消に向けた提言

本調査により抽出された課題の解消に向けて、以下の通り提言する。

- 諸外国のプラクティス等を参照し、輸出申請プロセス、手続き、申請に必要な情報や根拠書類等に係るガイドライン等を作成する
- 上記に係るアウトリーチ活動を実施する

- 特定の防衛装備品や特定の仕向国に係る、戦略的な輸出促進制度を整備する
 - 安全保障上のリスクに応じた規制緩和（一部許可例外や特例許可等）

- 許可申請・発行～通関手続きに係るプロセスの高度化に向け働きかける
 - 慣例的に実施されている申請前段階での事前相談の廃止
 - 窓口や郵送による許可申請の廃止（原則）
 - 許可受付～通関手続きに係る業務をシステム化による情報連携の効率化、迅速化

- 現状の監督方法の代替手法を検討する
 - 不定期的な当局監査（又は既存監査の高度化）
 - 企業内コンプライアンス体制への依拠
- 上記に係る明確なガイダンスの交付やアウトリーチ活動を実施する

3. EARに関する調査結果

3. EARに関する調査結果

3.1. 法令概要

概要

米国輸出管理規則 (Export Administration Regulations : EAR) の概要は以下の通りです。

| | |
|--------|--|
| 根拠法 | 米国輸出管理法 (Export Administration Act: EAA) |
| 所管 | 商務省 (U.S. Department of Commerce: DOC) 内 産業安全保障局 (Bureau of Industry and Security: BIS) |
| 規制対象 | <ul style="list-style-type: none">民生用品 (軍事転用が可能なデュアル・ユース品目を含む)規制対象となる品目全ての輸出取引にライセンスを要することはなく、ライセンス要否は仕向国やライセンス例外適用等を考慮し個別に判断する。 <p>※詳細次頁</p> |
| 背景及び目的 | <ul style="list-style-type: none">COCOM発足に合わせて、米国原産貨物・技術の共産圏への流出防止を目的に、1949年に制定された米国輸出管理法 (EAA) に基づき発行された規制である。米国の国家安全保障と外交政策目標の達成を目的としており、経済制裁、経済封鎖にも対応した内容となっている。 |

(ご参考)

CFR Title 15—Commerce and Foreign Trade

- EARは、連邦規則集 第15編 商業と対外貿易 第7章 商務省産業安全保障局に関する規則の一部です。

CFR Title 15—Commerce and Foreign Trade

Subtitle B—Regulations Relating to Commerce and Foreign Trade

Chapter VII—Bureau of Industry and Security, Department of Commerce

Subchapter A—National Security Industrial Base Regulations

Subchapter B—Chemical Weapons Convention Regulations

Subchapter C—Export Administration Regulations

Subchapter D—Additional Protocol Regulations

出典：
榊東芝 輸出管理部編『キャッチオール輸出管理の実務 第3版』(日刊工業新聞社, 2010年)
橋本かおる著『輸出管理の基本と実務がよくわかる本』, (秀和システム, 2013年)
U.S. Government Publishing Office (米国政府印刷局)
<<https://www.gpo.gov/fdsys/browse/collectionCfr.action?selectedYearFrom=2016&go=Go>>

3. EARに関する調査結果

3.1. 法令概要

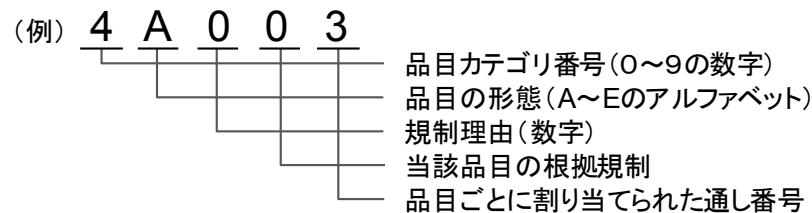
EARの規制対象

- EARは、デュアル・ユース品(軍用としても非軍用としても利用可能な品目)を含む、以下の民生用品を規制対象としている
 - **米国内にある全品目**
 - 原産地を問わず米国にある物は全て規制対象となる
 - **米国原産品目を組み込んだ製品**
 - 製品の一部に米国原産地品が一定の割合以上用いられている場合に、当該製品は規制対象となる
 - **米国内外にある米国原産品目**
 - 米国原産地品の場合、米国以外に所在する場合でも対象となる
 - **特定の米国原産技術、ソフトウェアによる直接製品**
 - 米国原産の技術、ソフトウェアを直接使用して米国外で生産された製品(直接製品)は規制対象となる
 - **直接製品であるプラントでつくられた製品**
 - 主要設備が米国製の工場で生産された製品は規制対象となる。工場がほかの国に所在する場合であっても、その主要設備が米国製の場合にはこれに該当する。
- 上記の通り、EARは、米国政府の管轄権の及ばない他国での取引に対しても域外適用される。よって、ある物品が米国から輸出される時のみでなく、全ての再輸出取引について適用される。
- 規制対象となる品目全てにライセンスが必要ということではなく、ライセンス要否は品目リストやライセンス例外規定等を勘案して所管当局(商務省産業安全保障局: BIS)が個別に判断する。

品目リスト(CCL)

- EARにおいて規制される全ての貨物・技術は、規制品目リスト(Commerce Control List: CCL)に記載され、5桁の規制品目リスト番号(Export Control Classification Number: ECCN)により分類されている。
- 個別のECCNを持っている貨物・技術を「リスト規制品」、個別のECCNを持っている品目と同じ品目であるが、その技術仕様に合致しないものを「リスト外規制品」という。リスト外規制品のECCNは、EAR99である。
- リスト規制品
個別のECCNにおいて、貨物や技術の規制使用に加えて、規制理由や許可例外の適用可否が記載されている。

ECCNの構成



- リスト外規制品
主に低技術の消費財分野の品目であり、ほとんどが当局許可不要。禁輸国やテロ支援国等への輸出についてはライセンスが必要である。

出典:
株式会社 輸出管理部編『キャッチオール輸出管理の実務 第3版』(日刊工業新聞社, 2010年)
橋本かおる著『輸出管理の基本と実務がよくわかる本』, (秀和システム, 2013年)
JETRO「米国原産品または米国原産品を含む製品を日本から再輸出する際のEARの規制及び再輸出許可申請方法」<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-020135.html>
CISTEC「EAR超入門」http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ear_nyumon.pdf

3. EARに関する調査結果

3.1. 法令概要

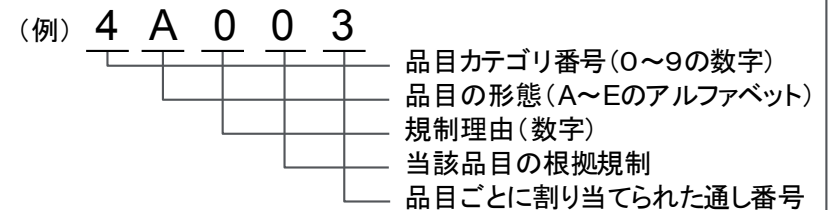
規制対象品目カテゴリ番号

| カテゴリ番号 | 品目カテゴリ |
|--------|------------------|
| 0 | 核物質、核施設・装置及びその他 |
| 1 | 材料、化学物質、細菌、有毒物質 |
| 2 | 材料加工 |
| 3 | エレクトロニクス |
| 4 | コンピューター |
| 5 | 通信装置、情報セキュリティ製品 |
| 6 | レーザー及びセンサー |
| 7 | 航法装置、航空電子 |
| 8 | 海洋技術 |
| 9 | 推進システム、宇宙機器、関連施設 |

規制対象品目の形態区分

| 形態区分 | 品目形態 |
|------|-----------------|
| A | システム、機材、コンポーネント |
| B | 製造機器及び試験装置 |
| C | 材料 |
| D | ソフトウェア |
| E | 技術 |

参考(再掲): ECCNの構成



出典:

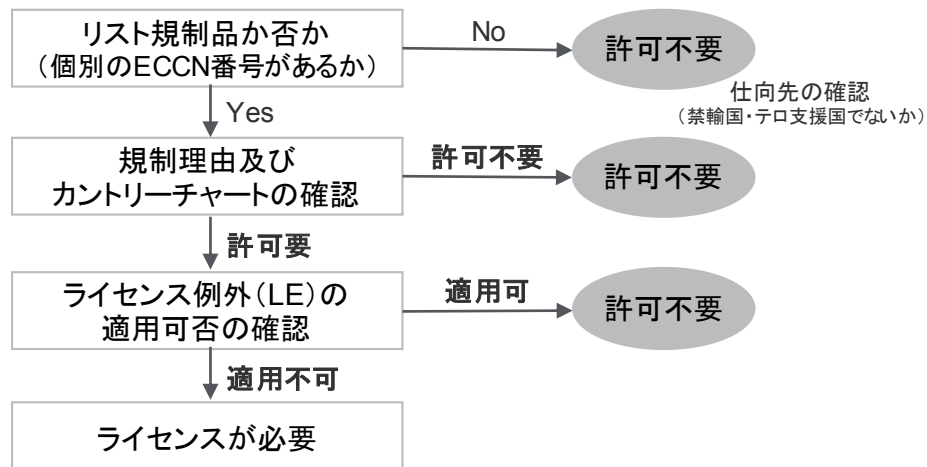
(株)東芝 輸出管理部編『キャッチオール輸出管理の実務 第3版』(日刊工業新聞社, 2010年)
 橋本かおる著『輸出管理の基本と実務がよくわかる本』(秀和システム, 2013年)
 JETRO「米国原産品または米国原産品を含む製品を日本から再輸出する際のEARの規制及び再輸出許可申請方法」<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-020135.html>

3. EARに関する調査結果

3.1. 法令概要

EARライセンスが必要となる輸出取引

■ EARライセンスの要否は、以下のフローで判定される



※ 輸出品がEARの規制対象か否か判断が困難な場合、専用の当局窓口へ照会可能である(Commodity Jurisdiction request)。(所要期間は原則60日以内)

■ カントリーチャート

仕向地と規制理由・レベルを定めたマトリックスで、ライセンス要否の確認に用いる

■ カントリーグループ

国の懸念度に応じて分けた国別グループのこと。許可例外(License Exceptions)の適用の可否を定めるために使用される国群のリストであり、Part 740 Supplement No.1で規定されている

- A国群: 旧COCOM加盟国、MTCR加盟国等の国際レジーム参加国
- B国群: 旧自由主義の国群で輸出規制が限定的である国
- D国群: 旧共産圏、核拡散注意国等の安全保障上の懸念国
- E国群: テロ支援国、禁輸国

EARの申請手続き

STEP1 CINsの取得 (SNAP-RIに登録)

- BISのWebサイトより、企業情報を登録し、企業のID番号(Company Identification Number: CIN)を取得する
- CINIは、ライセンス申請に必要な専用の電子申請システム(SNAP-R)の利用に必要な

STEP2 SNAP-Rにより、輸出ライセンスの申請を実施

- SNAP-Rにより電子申請する
 - 申請者は、申請ライセンスのステータスについて、専用システム(System for Tracking Export License Applications: STELA)にて確認可能である
- 申請にかかる手数料はない
- 所要期間は原則90日以内である

出典:

(株)東芝 輸出管理部編『キャッチオール輸出管理の実務 第3版』(日刊工業新聞社, 2010年)
橋本かおる著『輸出管理の基本と実務がよくわかる本』(秀和システム, 2013年)
JETRO「米国原産品または米国原産品を含む製品を日本から再輸出する際のEARの規制および再輸出許可申請方法」<<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-020135.html>>
BIS, Export Administration Regulations § 750.4

3. EARに関する調査結果

3.2.ライセンス種類及びライセンス免除

EARにおける主なライセンス例外 (LE: License Exception) の概要

■ 見本市等における防衛装備品に係る輸出取引に適用され得るEARライセンス例外(LE)は、TSR、TMP、TSU、STA(以下破線囲み部)です。

| ライセンス例外(LE) | 適用対象となる輸出取引 |
|---|--|
| LVS (EAR 740.3) (Shipments of Limited Value) | B国群(旧自由圏)への少額の貨物の輸出取引に適用される。ECCN毎に適用可否及び限度額の記載がある。 |
| GBS (EAR 740.4) (Shipments to B Countries) | 国家安全保障規制(NS)※に該当する貨物のB国群への輸出取引に適用される。ECCN毎に適用可否の記載がある。 (※個別のECCNに記載される規制理由の1つ。) |
| CIV (EAR 740.5) (Civil End-Users) | 国家安全保障規制(NS)に該当する貨物・技術の民間最終消費者向けの民生用途を条件とした、北朝鮮を除くD:1(旧共産圏)への輸出取引に適用される。ECCN毎に適用可否の記載がある。 |
| TSR (EAR 740.6) (Technology and Software Under Restriction) | 国家安全保障規制(NS)に該当する技術のB国群への輸出で、かつ、荷受人から確約書※を事前徴求した輸出取引に適用される。ECCN毎に適用可否の記載がある。 (※輸出された技術・ソフトウェアを旧共産圏国やテロ支援国等に再輸出・提供しないことを確約するもの。) |
| TMP (EAR 740.9) (Temporary Imports, Exports, and Re-exports) | 1年以内に再輸入又は費消予定の、E国群(テロ支援国)以外での展示用貨物・ソフトウェアの輸出取引や、海外子会社へのテスト用・修理用機材の一時的な輸出取引等に適用される。適用可能な仕向地はそれぞれ異なる。 |
| TSU (EAR 740.13) (Technology and Software – Unrestricted) | 運転技術、 販売促進用技術 、マスマーケット・ソフトウェア、アップデート・ソフトウェア及び規制されない暗号ソース・コード等の輸出取引等に適用される。適用可能な仕向地はそれぞれ異なる。 |
| APR (EAR 740.16) (Additional Permissive Re-exports) | 旧COCOM※加盟国・協力国向けまたは相互間の再輸出取引、全ての米国原産物貨物・技術の米国への再輸出取引(積戻し)等、一定条件を満たす種々の貨物の再輸出取引に適用される。 |
| STA (EAR 740.20) (Strategic Trade Authorization) | 国家安全保障規制(NS)等、EAR740.20(c)において規定された規制理由に該当するA:5国群(NATOや日本、ニュージーランド、韓国等の36か国)への輸出取引に適用される。ただし輸出品が600シリーズ品目(P.32参照)に該当する場合には、最終使用者がA:5国群の政府であり、かつ、輸出品が米国に返送予定である、又は、すでに輸出許可が得られている等の一定の条件を満たす輸出取引に限定される。 |

上記はLEの適用対象となる輸出取引の概要を記載したものです。EARには、LEの適用条件が細かく規定されており、上記の概要に一致した取引であってもLEが適用されない場合がございます。

出典：(株)東芝 輸出管理部編『キャッチオール輸出管理の実務 第3版』(日刊工業新聞社、2010年)

CISTEC「EAR超入門」http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ear_nyumon.pdf

BIS, Export Control Reform – New Order of Review and the “600 series”, <https://www.bis.doc.gov/index.php/forms-documents/pdfs/789-600-series-and-ccl-order-of-review/file>

3. EARに関する調査結果

3.2.ライセンス種類及びライセンス免除

LEが適用されない取引(一部)

■ 以下の取引については、ライセンス例外の条件に合致した場合であっても、ライセンス申請が必要となります。

- CCLにおける規制理由がミサイル技術規制(MT)である一部の輸出取引(EAR 740.2(a)(5))
- キューバ、イラン、北朝鮮、シリア、クリミア半島等の被制裁国(地域)を仕向地とする輸出取引(EAR 740.2(a)(6))
- ECCNが0A919(米国外で製造された、又は米国外に所在する軍事貨物)に該当する輸出取引(EAR 740.2(a)(11))
- ECCNが9x515又は600シリーズに該当する品目で、D:5国群(安全保障上の懸念国)を仕向地とする一部の輸出取引(EAR 740.2(a)(12))
- 600シリーズ(P.32参照)の主要防衛装備品(“600 Series Major Defense Equipment”)*を含む1,400万ドル以上の契約の下で、A:5国群(NATOや日本、ニュージーランド、韓国等の36か国)でない国を仕向地とする600シリーズの輸出取引(EAR 740.2(a)(15))
 - * 600シリーズ主要防衛装備品: ECCNが9A610.a、9A619.a、9A619.b 又は9A619.c の600シリーズ品目(P.32参照)のうち、5千万ドルを超える非経常的な研究開発費、もしくは、2億ドルを超える総生産費が生じた品目。(EAR772.1)
- 600シリーズの主要防衛装備品(“600 Series Major Defense Equipment”)を含む2,500万ドル以上の契約の下で、A:5国群を仕向地とする600シリーズの輸出取引(EAR 740.2(a)(16))

※ 上記はLEが適用されない取引の一部の概要であり、EAR740.2において、上記以外のLE適用対象外取引について、詳細に規定されています。

※ 上記に該当する取引であっても、最終使用者が米国政府機関である場合には、原則LE(GOV)が適用できます。

出典:
BIS, Export Administration Regulations § 740.2

3. EARに関する調査結果

3.2.ライセンス種類及びライセンス免除

TSR (Technology and Software under Restriction)

適用対象となる輸出取引

国家安全保障規制(NS)のみに該当するB国群を仕向地とする技術及びソフトウェア

以下の条件を満たす必要がある。

- CCLにおいて、TSRが適用可(“TSR-Yes”)とされていること
- 輸出前に荷受人(consignee)より確約書(※)が徴求されていること
(※)輸出対象となる技術及びソフトウェアについて、D:1, E:1, E:2国群(旧共産国、テロ支援国)へ再輸出しないことについての確約書(“written assurance”)。形式は任意で、レター、ファクシミリ、ライセンス契約の一部に織り込み等により荷受人より徴求する必要がある。
- 他のLEの適用対象ではないこと 等

見本市等における輸出取引への適用可否

- 事前に確約書の徴求が必要であるため、見本市等における不特定の来訪者との役務取引には適用困難

TMP (Temporary Imports, Exports, and Re-exports)

適用対象となる輸出取引

- (a) 見本市、点検・修理等の為に、海外で一時的に使用する貨物及び技術
- (b) 一時的に米国に所在する貨物(米国経由の貨物輸送、米国内での展示会等)
- (c) 一般向けベータ版ソフトウェア 等

上記(a)の場合、以下の条件を満たす必要がある。

- 技術輸出の場合、その移転先は米国人または米国人により雇用された外国人等であること
- 技術輸出の場合、その技術が外国における製造又は技術支援を目的として使用されないこと
- 貨物輸出の場合、消費・破壊されない限りは1年以内に米国に返送されること
- 見本市等の為の貨物輸出の場合、その開催場所がE:1国群(テロ支援国)以外であり、展示期間が120日を超えないこと 等

見本市等における輸出取引への適用可否

- 見本市等における一時的な貨物輸出について原則適用可能
- 見本市等における来訪者との役務取引については適用不可

出典:
BIS, Export Administration Regulations § 740.6, 740.9

3. EARに関する調査結果

3.2. ライセンス種類及びライセンス免除

出典：
BIS, Export Administration Regulations § 740.13, 740.20, 772

TSU (Technology and Software – Unrestricted)

適用対象となる輸出取引

- (a) オペレーションに必要な最低限の技術 (Operation Technology)
- (b) 販売促進用技術 (Sales Technology)
- (c) バグ修正の為のソフトウェアアップデート
- (d) マスマーケットソフトウェア 等

上記(a)の場合、以下の条件を満たす必要がある。

- 輸出対象となる技術が、既に合法的に輸出された貨物又はソフトウェアのインストール、オペレーション、メンテナンス、点検、修理に必要な最低限の技術であること。
- 輸出対象となる技術が、研究開発・製造に使用されないこと。 等

上記(b)の場合、以下の条件を満たす必要がある。

- 販売やリース等のための見積もりや入札、売り込み等に用いる資料・情報であり、それらが確立された商慣習の下で行われていること。
- 製品設計や製造に関わる詳細な情報の開示がないこと。 等

<EARにおける“technology”の定義(EAR 772)>

製品の開発、製造、使用、操作、設置、保守、修理等に必要な情報。書面や口頭による伝達、設計図、写真、数式、仕様書等の形態をとる。

見本市等における輸出取引への適用可否

- ・ 見本市等における、製品設計や製造に関わらない情報の開示に原則適用可能。

STA (Strategic Trade Authorization)

適用対象となる輸出取引

CCLにおける規制理由が、NS(国家安全保障)、CB(化学・生物兵器関連拡散防止)、NP(核拡散防止)、RS(地域安定)、CC(犯罪防止)、SI(重要品目)のいずれかで、仕向地がA:5国群である輸出取引

※A:5国群: NATOや日本、ニュージーランド、韓国等の36か国

以下の条件を満たす必要がある。

- 輸送前に、荷受人より、Prior Consignee Statement(STAの適用条件を理解し、それを満たしていることを確約するもの)を徴求すること。
- (600シリーズに該当する場合のみ)最終使用者がA:5国群の政府機関であること。また、契約金額が\$25,000,000を超える“600 Series Major Defense Equipment”を含む輸出取引ではないこと。等

600シリーズに該当しない品目の場合、CCLにおける規制理由がNS(国家安全保障)のみであれば、A:6国群※を仕向地とする輸出取引にも適用可能である。

※A:6国群: シンガポール、南ア、台湾等の8か国

見本市等における輸出取引への適用可否

- ・ 見本市等にはA:5国群以外の国からの来訪者も多く想定されるため、適用困難。

4. ITARに関する調査結果

3. ITARに関する調査結果

3.1. 法令概要

概要

武器輸出管理規則 (International Traffic in Arms Regulations: ITAR) の概要は以下の通りです。

| | |
|-----|---|
| 根拠法 | 武器輸出管理法 (Arms Export Control Act: AECA) |
| 所管 | 国務省 (U.S. Department of States: DOS) 内 防衛取引管理局 (Directorate of Defense Trade Controls: DDTC) |
| 概要 | <ul style="list-style-type: none">軍事用品の輸出を規制する規則であり、規制対象品目の輸出取引については、原則全てDDTCの発行するライセンスが必要である。 (軍事転用が可能なデュアル・ユース品目の準拠規則はEARとなる。) ※詳細次頁規則上、米国以外での取引に適用されないとされているが、ライセンスにおいて最終用途や最終顧客を指定していることより、取引に変更があった場合には事前に変更承認を受ける必要がある。よって実務上、域外適用されるものと考えられる。 |

(ご参考)

CFR Title 22—Foreign Relations

- ITARは、連邦規則集 第22編 外交関係 第1章 国務省に関する規則の一部です。

CFR Title 22—Foreign Relations

Chapter I—Department of State

Subchapter M—International Traffic in Arms Regulations

出典:
(株)東芝 輸出管理部編『キャッチオール輸出管理の実務 第3版』(日刊工業新聞社, 2010年)
橋本かおる著『輸出管理の基本と実務がよくわかる本』(秀和システム, 2013年)
U.S. Government Publishing Office (米国政府印刷局)
<<https://www.gpo.gov/fdsys/browse/collectionCfr.action?selectedYearFrom=2016&go=Go>>

4. ITARに関する調査結果

4.1. 法令概要

ITARの規制対象

■ 規制対象品目

- 特別に軍事用として設計または改造された品目を規制対象とする
- 規制対象品目は、ITAR Part121の米国武器品目リスト (US Munitions List) においてカテゴリ毎に掲載されており、輸出取引に際しては、原則として所管当局(国務省防衛取引管理局 (DDTC))からの輸出ライセンスを要する。

■ 重要軍事装備品 (SME)

- 規制品目のうち、極めて高い軍事ユーティリティやキャパシティを有する品目が、重要軍事装備品 (Significant Military Equipment: SME) に該当する。
- 上記より、SMEに該当する品目の輸出には、より厳格な規制が適用される。
- 武器品目リスト (USML) において、品目名にアスタリスク (*) が付与されている品目が、SMEに該当する。

(ご参考) 米国武器品目リスト カテゴリ

| カテゴリ番号 | カテゴリ |
|----------------|--|
| Category I | Firearms, Close Assault Weapons and Combat Shotguns |
| Category II | Guns and Armament |
| Category III | Ammunition/Ordnance |
| Category IV | Launch Vehicles, Guided Missiles, Ballistic Missiles, Rockets, Torpedoes, Bombs, and Mines |
| Category V | Explosives and Energetic Materials, Propellants, Incendiary Agents, and Their Constituents |
| Category VI | Surface Vessels of War and Special Naval Equipment |
| Category VII | Ground Vehicles |
| Category VIII | Aircraft and Related Articles |
| Category IX | Military Training Equipment and Training |
| Category X | Personal Protective Equipment |
| Category XI | Military Electronics |
| Category XII | Fire Control, Range Finder, Optical and Guidance and Control Equipment |
| Category XIII | Materials and Miscellaneous Articles |
| Category XIV | Toxicological Agents, Including Chemical Agents, Biological Agents, and Associated Equipment |
| Category XV | Spacecraft and Related Articles |
| Category XVI | Nuclear Weapons Related Articles |
| Category XVII | Classified Articles, Technical Data, and Defense Services Not Otherwise Enumerated |
| Category XVIII | Directed Energy Weapons |
| Category XIX | Gas Turbine Engines and Associated Equipment |
| Category XX | Submersible Vessels and Related Articles |
| Category XXI | Articles, Technical Data, and Defense Services Not Otherwise Enumerated |

4. ITARに関する調査結果

4.1. 法令概要

(ご参考) 主な防衛装備品目の準拠規則(一例)

| 防衛装備品目 | 準拠すると考えらえる規則 | 備考 |
|---|--|--|
| 多用途ヘリコプター (Utility aircraft) | EAR (ECCN 9A610) | EAR600シリーズ品目 USMLで指定された機能を搭載する場合、準拠規制はITAR |
| 固定翼哨戒機 (Fixed wing patrol aircraft/plane) | EAR (ECCN 9A610) | EAR600シリーズ品目 USMLで指定された機能を搭載する場合、準拠規制はITAR |
| ミサイル (Missiles) | ITAR (USML IV (a)) | SME該当品目 |
| 機動装甲車 (Combat ground vehicle) | ITAR (USML VII (a)(b)) | SME該当品目 |
| 水陸両用車 (Armed support vehicles capable of amphibious use) | ITAR (USML VII (e)) | SME該当品目 |
| 電波妨害器 (electronic counter-countermeasure equipment, jamming, counter jamming equipment) | ITAR (USML XI (a)(4)) | SME該当品目 |
| 指揮統制システム (Command, control, communications system etc.) | ITAR (USML XI (a)(5)) | SME該当品目 |
| ガスマスク (gas mask, protective mask) | ITAR (USML XIV (f)(4)) 又はEAR (ECCN 1A004) | 軍事目的で開発・改良されたものであれば、基本的に準拠規制はITARであり、また、SMEに該当 |
| 一般的な救急キット | EAR99 | リスト外規制品(原則ライセンス不要) |

※上記は、各装備品の一般的な機能を考慮し、準拠すると考えられる規則を推定したものであり、当局確認に基づくものではありません。また、搭載機能によっては上記とは異なる規則が適用される可能性があります。各装備品の準拠規則は、その用途や搭載機能等に照らし、個別に判断する必要があります。

出典： BIS, Commerce Control List, <https://www.bis.doc.gov/index.php/regulations/export-administration-regulations-ear>
BIS, BIS List of EAR99 Medical Devices, <https://www.bis.doc.gov/index.php/forms-documents/product-guidance/711-bis-list-of-ear99-medical-devices/file>
DDTC, ITAR 121.1 The United States Munitions List, http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=2d305c4952615a91ed859ec398a49e46&mc=true&node=se22.1.121_11&rgn=div8

4. ITARに関する調査結果

4.1. 法令概要

(ご参考) 米国における輸出規制改革

- 米国においては、2010年より輸出管理改革を開始し、①規制リストの統合化、②申請窓口の統一化、③執行機関の一本化、④ITシステムの統合化が進められています。
- 施策の一環として、一部ITAR規制品目がEAR規制品目に移管される等、規制緩和による戦略的な輸出促進策が進められています。

背景と目的

背景

- 2009年に、当時のオバマ大統領が、国家安全保障及び経済外交政策を強化するため米国輸出管理制度の包括的見直しを指示。
- 2010年より、輸出管理改革が開始され、改革の方向性として①規制リストの一本化、②申請窓口の一本化、③執行機関の一本化、④ITシステムの統合が明示された。

目的

- NATO等の同盟加盟国群との相互連携の強化
 - サプライチェーンの効率化
- 非禁輸国籍企業に対する、米国産製品の輸出取引拡大
- リスクベースでの輸出管理
 - 輸出取引のリスクに応じた管理リソースの配分(リスクの大きい輸出取引により多くのリソース(人材、コスト等)を配分する)

600シリーズ

- 上記施策の一環として、USML (ITAR) の見直しが実施され、安全保障上のリスクが比較的低い一部の規制品目がCCL (EAR) に移管された。これらの品目には、下3桁目を“6”とするECCNが付与され、「600シリーズ品目 (600 series item) として管理されている。
- EARに移行されたことで、ITARにおいて許容されなかったEARの各種ライセンス例外 (LE) が適用可能となったが、これが輸出企業への負担軽減や、安全保障上懸念が少ない国に対する輸出促進に寄与すると思われる。
(なお、中国、ロシア、ベネズエラを仕向地とする600シリーズ品目の輸出取引は、いずれのライセンス例外も適用することが認められない。(EAR 744.21(a)(2))

出典： DOC, Implementation of Export Control Reform, <https://www.bis.doc.gov/index.php/forms-documents/pdfs/1096-ecr-training-slides-nov-14-2014/file>

4. ITARに関する調査結果

4.2. ライセンス種類及びライセンス免除

ITARライセンスの種類

■ EARライセンスと異なり、ITARにおいては、対象品目や輸出期間、機密性に応じて、複数のライセンス種類があります。

| ライセンス 適用対象 | DSP-5 | DSP-73 | DSP-85 |
|--------------------------|--|---|--|
| ITAR(§ 123.1)に おける規定 | Unclassified permanent exports must be made on Form DSP-5 | Unclassified temporary exports must be made on Form DSP-73 | Classified exports or temporary imports must be made on Form DSP-85 |
| 対象品目 | 米国武器品目リスト(US Munitions List) に記載の軍事貨物・技術 | 米国武器品目リスト(US Munitions List) に記載の軍事貨物 | 米国武器品目リスト(US Munitions List) に記載の軍事貨物・技術 |
| 輸出期間 | 再輸入予定のない輸出取引 | 再輸入予定のある一時的な輸出取引 (一時輸出の期間は4年未満) | 再輸入予定の有無に関わらず全ての輸 出取引 |
| 機密性 | 機密扱いではない | 機密扱いではない | 機密扱いである |

DSP-5とDSP-73の差異

DSP-73の適用対象は、再輸入予定のある一時的な軍事貨物(defense article)の輸出取引とされている。
DDTCが発出したDSP-73申請書記入に係るガイドラインにおいて、マーケティング目的での軍事技術(technical data)の移転は、ITARにおいて、「恒久的な輸出取引」(a permanent export)と考えられることより、DSP-73の適用対象とならず、DSP-5を取得する必要がある旨が記載されている。

【ご参考: 関連箇所の一部抜粋】

DDTC, Guidelines for Completion of a Form DSP-73 (URL: https://www.pmddtc.state.gov/DTRADE/pureedge/docs/DSP73_Instructions.pdf)
General Instructions: 4. This form may be used only to temporarily export hardware. Any export of technical data (e.g. for marketing purposes) is considered a permanent export and must be licensed on a DSP-5.

【ご参考: ITARにおけるTechnical dataの定義】(ITAR 120.10)

軍事用品の設計・開発・製造・操作・保守修理等に必要の情報、USML又はCCLで規制される600シリーズ品目及び防衛役務に係る機密情報、軍事用品に直接関与するソフトウェア等がtechnical dataに該当する。なお、教育現場等において移転される一般的な科学・数学・技術的な情報、または、公知情報、軍事用品の機能や用途に係る基本的なマーケティング情報、軍事用品の一般的なシステムに係る説明は、technical dataに該当しない。

4. ITARに関する調査結果

4.2. ライセンス種類及びライセンス免除

ITARライセンスの申請手続き概要

STEP1 登録コードの取得(年次登録)

- 登録書(DS-2032)を作成のうえ、DDTC(国務省防衛取引管理局)のWebサイトより電子申請を行う。
- 電子申請前に、登録手数料の支払が必要となる。(詳細 P. 36)
- 申請内容に問題がない場合、DDTCより、申請者ごとに登録コード(Company Registration Code)が付与される。
 - 登録コードの有効期間は1年
 - 年次で登録更新及び年間手数料支払いが必要
- 所要期間は約45日

STEP2 ライセンス申請

<DSP-5, 73の場合(詳細P.6)>

- ライセンス申請システム(The Defense Trade Electronic Licensing System : DTrade)より電子申請を行う。

<DSP-85の場合>

- 輸出品が機密扱い情報に該当する為、郵送にて申請する。
- 非移転証明書(DSP-83)の添付、米国当事者の機密情報取り扱いに係る資格番号の取得(Facility Security Clearance Code: FSC)が必要となる。
- 所要期間は約90日(ヒアリングによる調査結果)

出典：(株)東芝 輸出管理部編『キャッチオール輸出管理の実務 第3版』(日刊工業新聞社, 2010年)
一般財団法人安全保障貿易情報センター「EAR超入門」, http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ear_nyumon.pdf
DDTC, DSP-85 Applications– Supplemental Guidance, http://pmdtc.state.gov/licensing/documents/gl_DSP85.pdf
DDTC, Dtrade Information Center, <http://pmdtc.state.gov/DTRADE/index.html>

4. ITARに関する調査結果

4.2. ライセンス種類及びライセンス免除

ITARライセンス(DSP-5)の申請手続き及び所要期間

■ ITARライセンスの申請フォームや必要書類は、ライセンス種類により異なります。

| | 手続き | 所要期間 |
|---|---|--------------------------|
| STEP1 登録コードの取得 (年次更新) | <ul style="list-style-type: none"> ■ 登録書(DS-2032)を作成のうえ、DDTC(国務省防衛取引管理局)のWebサイトより電子申請を行う。 ■ 電子申請前に、以下の登録手数料を電子支払いする必要がある。(Fedwire, SWIFT等) <ul style="list-style-type: none"> ① 初回申請の場合:\$2,250 ② 登録更新の場合で、かつ前年のライセンス申請が10件以下の場合:\$2,750 ③ 登録更新の場合で、かつ前年のライセンス申請が10件を超過した場合: $\\$2,750 + (\\$250 \times \text{前年の超過申請件数}^*)$ (※前年の申請件数-10件) ■ 申請内容に問題がない場合、DDTCより、申請者ごとに登録コード(Company Registration Code)が付与される。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 登録コードの有効期間は1年 ➢ 年次で登録更新及び年間手数料支払いが必要(失効日の60日前から更新手続可能) | 約45日 |
| STEP2 D Tradeシステム によるライセンス 申請 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 所定のライセンス申請書を作成のうえ、ライセンス申請システム(The Defense Trade Electronic Licensing System :D Trade)より電子申請を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 対象となる輸出品が貨物(Hardware)の場合には、最終仕向国毎の申請が必要 ➢ 対象となる輸出品が技術(Technical Data)の場合、複数の最終仕向国を対象とした申請が可能 ➢ 申請書に、最終仕向先(エンドユーザー)の正確な名称や所在地の記載が必要 ■ 輸出品が重要軍事装備品(Significant Military Equipment: SME)に該当する場合には、申請時に非移転使用証明書(DSP-83)の添付が必要となる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 非移転使用証明書には、輸出先の荷受人及び最終仕向先(エンドユーザー)等の署名が必要 | 約90日 (ヒアリング 調査による) |

出典: DDTC, Guidelines for Completion of a Form DSP-5, http://pmddtc.state.gov/DTRADE/pureedge/docs/DSP5_Instructions.pdf
 DDTC, Registration, <https://www.pmddtc.state.gov/registration/index.html>
 DDTC, Dtrade Information Center, <http://pmddtc.state.gov/DTRADE/index.html>

4. ITARに関する調査結果

4.2. ライセンス種類及びライセンス免除

軍事用品の輸出に係る主なライセンス免除規定(License Exemptions)

- 輸出仕向国や使用目的により、ライセンスの取得が免除されます。

| 主なライセンス免除 | 対象となる輸出取引 |
|---|---|
| カナダとの取引に係る適用免除 (ITAR 126.5) | 輸出品が機密扱いでなく、かつ最終用途(End-use)がカナダ国籍者によるカナダ国内における使用である輸出 |
| 展示会等に係る適用免除 (ITAR 123.16) | 公の展示会、見本市等のための軍事用品の輸出であり、かつ当該輸出品が以前に同様の展示会、見本市等のための輸出を許可されており、当該ライセンスがまだ有効である輸出 |
| 軍事役務に対する適用免除 (ITAR 124.2) | 合法的に輸出された軍事用品の基本操作・保守等のトレーニングを目的とする役務取引(技術援助契約不要)や、外国軍へ派遣された米国人が遂行する役務取引 |
| 技術資料の輸出に対する適用除外 (ITAR 125.4) | 既に合法的に輸出された軍事用品に関する基本的な操作・保守及びトレーニングに関する技術情報の提供や、米国の高等教育機関による米国内の正規外国人従業員に対する非機密情報の開示等の輸出 |
| 連邦政府が関与する輸出取引に対する適用除外 (ITAR 126.4, 125.4) | 国防総省からの公式要請に基づく技術資料の開示や、外国に所在する米国政府機関への輸出等 |
| FMSプログラムの下での輸出取引 (ITAR 126.6) | FMSプログラム (Foreign Military Sales)による軍事用品、技術資料、防衛役務の輸出 |

なお、輸出取引が以下に該当する場合には、上記のライセンス免除は適用されない。

- ✓ 仕向先が禁輸国やテロ支援国等に該当する場合
- ✓ 輸出品が重要軍用装備品(SME)に分類される場合
- ✓ 連邦議会への届出が義務付けられている輸出取引
- ✓ 輸出品がMTCR(ミサイル技術管理レジーム)の規制対象である場合

5.米国企業及び米国規制当局へのヒアリング結果

5. 米国企業及び米国規制当局へのヒアリング結果

5.1. 米国企業へのヒアリング結果

米国企業へのヒアリング実施要領

■ ヒアリング実施先

- 米国防衛装備品製造企業 2社
- 本邦防衛装備品関連専門商社 1社

■ ヒアリング実施時期

2017年2月後半

■ ヒアリング事項

- ITAR及びEARのライセンス取得に要する目安の期間(実質)
- 具体的な品目におけるライセンス取得事例
- 国際展示会等における役務取引への対応
 - 取得ライセンスの種類
 - 事前に最終仕向先情報の特定が困難である場合の対応
 - 複数の最終仕向先や技術情報が想定される場合の包括的なライセンスの有無 等

5. 米国企業及び米国規制当局へのヒアリング結果

5.1. 米国企業へのヒアリング結果

米国企業へのヒアリング実施結果

- ヒアリングの結果、米国では一定の一般的販売促進情報については、ITARの規制対象外として提供可能であるとの情報を得ました。この点は日米における大きな差異と見受けられますが、規制対象外で提供可能となる情報の機微度については検証が必要です。
- また、一般的に、各企業は商談のためにDSP-5を事前に取得しているとの情報も得ております。

取得するライセンスについて

展示会等には、DSP-5を取得したうえで出展するケースが多い。

- 一般的な販売促進情報は原則ITARの規制対象外とされているが、商談に備えてDSP-5を取得している。
- DSP-5は、通称「マーケティング・ライセンス」といわれるライセンスである。
- 個別企業との商談が事前に予定されている場合には、必要に応じてDSP-85やTAAを取得・締結する。
- DSP-5の申請に仕向先情報が必要となる為、事前に参加者情報を収集する必要がある。
 - 許可された仕向先に対してのみDSP-5は有効であるため、不特定多数の来訪者への情報提供は許可されない。
- DSP-5の取得には3か月を要すると回答した企業があった。

商談で提供される情報について

展示会等における商談段階で開示する情報は、基本的にカタログ等の内容に限定されており、日本企業と欧米企業の間には大きな差異はない。

- ライセンス(DSP-5)を用いた情報公開範囲は、相手先国や開示先に企業を含むかによって異なる。
 - 企業への開示範囲は、政府・軍関係者へのそれと比較すると限定的である。
 - ライセンス手続きの複雑さや開示可能な情報の判断の難しさは、取り扱う製品により異なる。
- 製品設計や構成に関する情報は、個別の商談においても開示されないことが一般的である。

企業の販促活動に対する当局の関与について

日本当局は、欧米当局に比べて、運用面でやや厳格な点検・管理がされている可能性がある。

- 米国では、ライセンス発行後は申請者(輸出企業)の責任によって、ライセンスで許可された範囲内で輸出管理を行う。
 - ライセンス発行後に米国当局が配布物を配布前に点検するということはない。
 - ※ 配布物がライセンスに許可された範囲内であるかどうかを社内で確認する体制を構築していることが一般的である。
 - ライセンス発行後に事後的に米国当局による点検が実施されるケースがある。

5. 米国企業及び米国規制当局へのヒアリング結果

5.2. 米国規制当局へのヒアリング結果

米国当局へのヒアリング実施要領

- ヒアリング実施先
 - BIS（商務省産業安全保障局）
 - DDTC（国務省）

- ヒアリング実施時期
2017年3月初旬

- ヒアリング事項
 - ITAR及びEARのライセンス取得に要する所要期間の目安
 - 防衛装備製造企業における輸出管理運用状況
 - その他、防衛装備品の輸出促進に寄与する特例措置や制度

等

ヒアリング結果

- 質問フォーム、メール、電話等でコンタクトを試みたものの、期限内に、BIS、DDTCより回答が得られなかった。

6. 防衛装備関連企業のマーケティング活動に係る輸出管理規制の日米比較

6. 防衛装備関連企業のマーケティング活動に係る輸出管理規制の日米比較

6.1. 日米における輸出ライセンス

輸出ライセンスの比較

- 米国では、輸出品の用途や機密度等により、複数の種類のライセンスが整備されています。
- ヒアリングによる調査の結果、ITARの下で発行されるDSP-5ライセンスが、いわゆるマーケティング・ライセンスに該当すると思われます。

| ライセンス | 概要 | 発給元 | 有効期間 | ライセンス申請手続き | 取得に要する期間 | |
|-------|---------------------|------|-----------|---|---|--|
| 米国 | DSP-5 (ITAR) | DDTC | 4年 | <ul style="list-style-type: none"> 原則として電子申請 重要軍事装備品 (SME: Significant Military Equipment) に分類される軍事用品は、輸出先の荷受人及びエンドユーザーの署名した非移転使用証明書 (DSP-83) が必要 | 約90日 (ヒアリングによる調査結果) | |
| | DSP-73 (ITAR) | | | | | <ul style="list-style-type: none"> 機密でない (Unclassified) 軍事用品の一時的な輸出 輸出期間が4年未満、かつ、所有権移転のない取引 公開の展示会や見本市等のための防衛物品 |
| | DSP-85 (ITAR) | | | | | <ul style="list-style-type: none"> 機密扱いの (Classified) 軍事用品・技術情報の輸出及び一時輸入 |
| | EAR license | BIS | 4年 | <ul style="list-style-type: none"> 原則として電子申請 1件のライセンスで複数の輸出品目を認可可能 (ただし品目種類が大幅に異なる場合は不可) | | 90日以内 |
| 日本 | 個別許可 | 経産省 | 6ヶ月 | <ul style="list-style-type: none"> 窓口、郵送、電子申請が可能 (ただし一般包括許可の場合は電子申請のみ) | 原則90日以内 (防衛装備品の場合は案件による。別途、防衛装備移転三原則上の審議が必要。) | |
| | 包括許可 | | 3年を超えない範囲 | | | |

6. 防衛装備関連企業のマーケティング活動に係る輸出管理規制の日米比較

6.2. 日米における輸出規制運用

情報の機微度に係る輸出規制整備状況の比較

出典：
BIS, Export Administration Regulations § 740.13, 734.7
DDTC, International Traffic in Arms Regulations 120.10, 125.4, 129.11

- ヒアリングによる調査の結果、米国企業においても実際のマーケティング活動にあたっては、ライセンスを取得するケースが多いとの回答を得ましたが、米国規制上では、ライセンス例外等を活用したマーケティング活動に係る規制緩和措置が見受けられます。

| | 公知情報 | 非公知情報 |
|-----------|---|--|
| | マーケティング活動 | 契約締結～出荷～保守 |
| | 経産省大臣許可不要 | 経産省大臣許可必要 |
| 日本 | <p>公知情報 不特定多数の者が入手可能な情報 (貿易外省令第9条第2項第9号)</p> | <p>非公知情報については、情報の機微度に関わらず、経産省大臣許可が必要。</p> |
| | | <p>貨物の輸出に付随して提供される、据付・操作・保守・修理に必要な技術 (武器品目に係る技術の場合、貿易外省令第9条第2項第12号の許可不要条項は適用対象外)</p> |
| | | <p>設計、製造若しくは使用に係る技術 (外為法 第25条)</p> |
| | ライセンス不要 | ライセンス必要 |
| 米国 (EAR) | <p>規制対象外</p> <p>公知情報 (Published) 制限なく一般に公開されている技術及びソフトウェア (EAR 734.7)</p> | <p>ライセンス例外 (TSU)</p> <p>販売促進情報 (Sales technology) 販売やリース等のための見積もりや入札、売り込み等に用いる資料・情報 (EAR 740.13)</p> |
| | | <p>ライセンス例外 (TSU)</p> <p>貨物輸出後の操作・保守等に係る技術 (Operation technology) 貨物・ソフトウェアのインストール、オペレーション、保守、点検、修理に必要な技術 (EAR 740.13)</p> |
| | | <p>ライセンス必要</p> <p>ライセンス例外適用のできない技術情報 (設計、製造等に係る技術)</p> |
| 米国 (ITAR) | <p>規制対象外</p> <p>公知情報 (Public domain) 一般に公開されている情報。一般人が入場可能な米国でのトレードショーや展覧会等で公開される情報等。 (ITAR 129.11)</p> | <p>規制対象外</p> <p>基本的なマーケティング情報 (Basic marketing information) 軍事品の機能、用途、システム概要等、基本的なマーケティング情報は (規制対象である) "technical data" に含まない。 (ITAR 120.10)</p> |
| | | <p>ライセンス免除</p> <p>貨物輸出後の操作・保守等に係る技術情報 (Basic operations, maintenance, and training information) 貨物の基本的な操作、保守、トレーニングに係る技術情報 (ITAR 125.4 (b))</p> |
| | | <p>ライセンス必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計・製造等に関する技術情報 USML及びCCLの600シリーズに規定された軍事品目に関連する機密情報 (Classified information) 等 |

※上記は規制の整備状況を示すものです。但し、米国企業ヒアリングの結果、マーケティング活動においても輸出ライセンスを取得しているとの回答が一部企業から得られているため、「基本的なマーケティング情報」は規制対象外とあるものの、実際の商談を想定した場合にはライセンス例外の適用は困難といったことも考えられます。また、ライセンス例外については、その取引品目や仕向先等により適用できない場合がございます。

6. 防衛装備関連企業のマーケティング活動に係る輸出管理規制の日米比較

6.2. 日米における輸出規制運用

輸出ライセンスに係る運用面の比較

| | 日本 | 米国 |
|---------------------|--|---|
| ライセンス 要否判定 | <ul style="list-style-type: none">防衛装備品の輸出については、法律(外為法)、政令(輸出令、外為令)、省令(貨物等省令、貿易外省令等)、告示、通達等において規定されているが、情報が一元的に整理されておらず、関連規定の参照が困難である。許可要否に係る判断ツール等は提供されていない。 | <ul style="list-style-type: none">電子システム/オンライン上で、輸出品目のカテゴリや、ライセンス要否を判定するツール(Decision Tree Tools)が利用可能である。(EAR)根拠法令についての電子判定ツールや専用窓口(CJ Request)が整備されている。(EAR, ITAR) (詳細次頁) |
| 申請準備 | <ul style="list-style-type: none">経済産業省のウェブサイトや通達において、武器輸出(武器のクレーム提供を除く)に必要となる申請書類が案内されておらず、安全保障貿易審査課に個別に問い合わせる必要がある。許可申請前における、経済産業省窓口への事前相談が慣習となっている。 | <ul style="list-style-type: none">申請に必要な情報及び根拠資料や留意点について、ライセンス毎にガイドラインとしてまとめられているため、当局に問い合わせることなく申請準備が可能である。ライセンス申請前の事前相談は不要である。 |
| 申請手続 | <ul style="list-style-type: none">申請方法は、窓口、郵送、電子申請とされている。 (ただし一般包括許可の場合は電子申請のみ) | <ul style="list-style-type: none">申請方法は、電子申請のみとされている。 (機密情報の場合のみ書面での申請となる) |
| ライセンス 発行後の 監督 | <ul style="list-style-type: none">ライセンス発行後における、輸出企業のマーケティング活動への監督(配布資料の点検等)を実施している。 | <ul style="list-style-type: none">ライセンス発行後における、輸出企業のマーケティング活動への監督(配布資料の点検等)は実施されていない。必要に応じて、事後的な監査を行っている。企業のベストプラクティス等をウェブサイトに公開しているほか、アウトリーチ活動を積極的に実施している。 |

出典:

BIS, Export Administration Regulations § 740.13, 734.7

DDTC, International Traffic in Arms Regulations 120.10, 125.4, 129.11

6. 防衛装備関連企業のマーケティング活動に係る輸出管理規制の日米比較

6.2. 日米における輸出規制運用

米国におけるライセンス申請手続きに係る情報の開示

- 米国では、防衛装備品の輸出取引に係る準拠規制や、ライセンス要否の判定に係る情報や支援ツールを積極的に開示しています。

| | 情報開示の事例 | 概要 |
|------|--|--|
| EAR | Commerce Control List Classification https://www.bis.doc.gov/index.php/licensing/commerce-control-list-classification | • 輸出品目の分類番号(ECCN)の判定に係るガイドライン |
| | Classification Request Guidelines https://www.bis.doc.gov/index.php/licensing/commerce-control-list-classification/classification-request-guidelines | • ECCNの判定が困難な場合における当局照会に係るガイドライン(最大6品目まで照会が可能) |
| | Publicly Available Classification Information https://www.bis.doc.gov/index.php/licensing/commerce-control-list-classification/publicly-available-classification-information | • 米国企業製品に係るECCNの共有 • 民間企業による自社製品のECCNの開示情報をとりまとめたもの |
| | Commodity Jurisdiction https://www.bis.doc.gov/index.php/licensing/commerce-control-list-classification/commodity-jurisdiction | • 準拠規制の判定に係る当局照会についての情報 |
| ITAR | Commodity Jurisdiction Final Determinations http://www.pmddtc.state.gov/commodity_jurisdiction/determination.html | • 個別具体的な輸出品目に係る準拠規定及びECCNの情報開示 |
| | Guidelines and Instructions http://www.pmddtc.state.gov/licensing/guidelines_instructions.html | • ライセンス別の申請ガイドライン |
| | Decision Tree Tools http://www.pmddtc.state.gov/licensing/decision_tools.html | • 規制対象該否に係る判定支援ツール |

6. 防衛装備関連企業のマーケティング活動に係る輸出管理規制の日米比較

6.3. (ご参考) 諸外国における輸出ライセンス調査

英国における防衛装備品の輸出ライセンスの事例(一部)

- 英国においては、安全保障上リスクの小さい輸出取引及び、戦略的に輸出を促進している装備品の輸出取引に対して“pre-published”ライセンスが整備されており、防衛装備関連企業による機動的なマーケティング活動に寄与していると思われます。
- また、政府が輸出促進を企図する特定の防衛装備品や、特定の企業(Certified companies)に対して、個別のライセンスが整備されており、戦略的かつ効果的な輸出促進の実現に寄与していると思われます。

| 英国におけるライセンス(一部) | ライセンス概要 |
|--|--|
| Open General Export Licenses (OGELs) | <ul style="list-style-type: none">• 一定の条件を満たす輸出取引について適用可能な“pre-published”ライセンスであり、全部で40種類ある• 輸出者は、ライセンス利用前に、専用の電子システムに取引内容を登録する必要がある• ライセンスの使用者は、規制当局からのコンプライアンス監査を許容する必要がある |
| Export for exhibition: Military goods | 一定の要件を満たす、展示会等のために一時的に輸出される軍事品の輸出を許容するOGEL |
| Exports under the US-UK defence trade co-operation treaty | 英米二国間条約(US-UK Defence Trade Cooperation Treaty)を基に、一定要件を満たす、英国から米国への軍事品及び軍事技術の輸出を許容するOGEL |
| Technology for Military Goods | 一定要件を満たす、製品の開発・製造等に必要技術(設計図、モデル、公式、仕様等)の輸出を許容するOGEL |
| Exports in Support of Joint Strike Fighter (F-35 Lightning II) | 一定要件を満たす、F-35戦闘機に係る軍事品、ソフトウェア、技術の輸出を許容するOGEL |
| Certified companies | 一定要件を満たす、EU内の特定の企業(certified companies in the EU)への特定の軍事品の輸出を許容するOGEL |
| Military goods, software and technology : government or NATO end use | 一定要件を満たす、特定の政府及びNATO組織への特定の軍事品、ソフトウェア、技術の輸出を許容するOGEL |
| Standard Individual Export License (SIEL) | <ul style="list-style-type: none">• OGELsの条件に当てはまらない、特定の輸出取引について個別に発行されるライセンスである• 申請に際しては、最終需要者からの確約書(End-User Undertakings)等の根拠資料が必要となる |

出典:

英国Government Digital Service, GOV.UK., <https://www.gov.uk/government/collections/open-general-export-licences-ogels>

6. 防衛装備関連企業のマーケティング活動に係る輸出管理規制の日米比較

6.3. (ご参考) 諸外国における輸出ライセンス調査

オーストラリアにおける防衛装備品の輸出ライセンスの事例(一部)

- オーストラリアにおいては、リスクベースアプローチの考え方から、安全保障上懸念の小さい輸出取引について包括的なライセンスが整備されています。

| オーストラリアにおけるライセンス(一部) | ライセンス概要 |
|--|---|
| Australian General Export Licences (AUSGELs) | <ul style="list-style-type: none">輸出ライセンス業務に係るリスクベースアプローチを企図して整備されたセンスであり、一定の条件の輸出取引を包括的に原則5年間許容するライセンスであり、輸出条件によって5種類のAUSGELがある規制当局は、AUSGEL発行前に申請者に対してコンプライアンスアセスメントを実施し、適合性を判断する |
| AUSGEL 1 Broad dual-use export - Specified destinations | 一定の要件を満たす、デュアル・ユース品目(ソフトウェア、技術を含む)について、特定の国群(米、英、日、仏等の25か国)への輸出を包括的に許容するもの |
| AUSGEL 3 Broad military export - Repair or replacement - All destinations except sanctions | 一定の要件を満たす、軍事品目の制裁国以外への、修理・返却・保証を目的とした輸出を包括的に許容するもの |
| Military permit | <ul style="list-style-type: none">軍用品(ソフトウェア、技術を含む)の個別の輸出許可(Permission)であり、輸出取引の条件によって、7種類の許可タイプ(一時輸出許可、修理・返却・保証を目的とする輸出許可、軍事契約の下での輸出許可等)がある |

出典:

オーストラリア国防省, <http://www.defence.gov.au/exportcontrols/AUSGEL-General.asp>

6. 防衛装備関連企業のマーケティング活動に係る輸出管理規制の日米比較

6.3. (ご参考) 諸外国における輸出ライセンス調査

フランスにおける防衛装備品の輸出ライセンスの事例(一部)

- オーストラリアにおいては、リスクベースアプローチの考え方から、安全保障上懸念の小さい輸出取引について包括的なライセンスが整備されています。

| フランスにおけるライセンス(一部) | ライセンス概要 |
|--------------------|---|
| Individual Licence | • 一定の要件を満たす、1件もしくは複数の防衛装備品について、単一の荷受人への輸出を許容するもの 輸出量に制限がある |
| Global Licence | • 一定の要件を満たす輸出企業に対して付与されるライセンスで、一定の期間における、単一もしくは複数の特定された荷受人に対する防衛装備品の輸出を許容するもの。輸出量の制限はない |
| General Licence | • 一定の条件を満たす輸出取引について適用可能なライセンスであり、取引条件に合わせて約10種類のライセンスが整備されている |

【ご参考】フランスにおける輸出制度の改定

- フランスでは、防衛装備品の輸出取引に係る手続きの簡素化を目的に、2014年に防衛装備品に係る輸出ライセンスに係る制度が改定されました。
- 制度改正前(2014年6月以前)は、契約締結前の技術情報の提供等に際して、当局からの事前承認(Prior authorization)を取得し、その後、実際の輸出に際しては、再度当局からの承認(Export authorization)を取得する必要がありました。
- 制度改正により、この2ステップでの承認プロセスが廃止され、“single licence principle”と呼ばれる、技術情報の提供から実際の製品輸出に係る承認を、単一のライセンスによって許容する制度となりました。

出典:

フランス外務省, France Diplomatie,

<http://www.diplomatie.gouv.fr/en/archives-ne-pas-utiliser/archives-2016/french-foreign-policy/disarmament-and-non-proliferation/france-and-the-control-of-sensitive-exports/article/export-controls-on-war-materiel>

フランス国防省, France and the Control of the Arms Trade 2016,

<http://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=2&cad=rja&uact=8&ved=0ahUKFwi2soXiz9zSAhXDWiwKH9Y29CdcQFqghMAE&url=http%3A%2F%2Fwww.defense.gouv.fr%2Fcontent%2Fdownload%2F492309%2F8405981%2Ffile%2F2016FranceControlArmTrade-FY2015.pdf&usq=AFQjCNHhwAp8SmYnvuUfJhmQqolu7Gg-w>

フランス国防省, The Armanents Portal,

<https://www.ixarm.com/Licences-de-transfert-et-d-?lang=en>

7. 今後に向けた提言

7. 今後にむけた提言

本調査により確認した課題

| 本調査により確認した課題 | 課題の詳細 | 参照頁 |
|-----------------------------|--|--|
| <p>① 許可申請手続きに係る情報の不足</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 輸出申請前の該否判定や、申請手続きに関する情報の一覧性に改善の余地があると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 米国では、ライセンス要否や準拠規則に関する判定ツールや、相談窓口が整備されているが、日本ではそうした情報が十分に公開されておらず、個別に所管窓口へ相談する運用となっていると見受けられる。 ➢ 米国では、申請プロセス、必要情報、根拠資料等に関するガイドラインが整備されているが、日本ではそうした情報が十分に公開されておらず(武器のクレーム提供の場合を除く)、個別に所管窓口へ相談する運用となっていると見受けられる。 | <p>P.24 P.35 P.36 P.45 P.46</p> |
| <p>② 戦略的な輸出促進のための制度整備</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 戦略的に輸出を促進するための制度面での措置について、導入を検討する余地があると思われる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 米国においては、600シリーズ品目の特設による一部防衛装備品の輸出緩和策を始めとする輸出改革が進められている。また英国においては、政府が輸出促進を企図する特定の防衛装備品について個別ライセンスを整備している。一方で、日本では戦略的に輸出を促進するための制度や規制運用が十分に整備されていないと思われる。 | <p>P.25 P.27 P.28 P.37 P.47-49</p> |
| <p>③ 許可発行プロセスの効率性及び情報集約</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 許可申請前における事前相談は、輸出者の負担増や、所要期間の長期化の要因となる。 • 許可発行に係るプロセスが、諸外国と比較して十分に効率化されておらず、輸出取引に係る情報の集約や、業務効率の観点から改善の余地があると思われる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 米国では、ライセンス発行に係るプロセスは、全て電子上で行われる(機密情報に係る輸出取引のケースを除く)のに対し、日本では、輸出許可申請を、窓口、郵送、電子システムにより受け付ける体制(ただし包括許可は電子申請のみ)としている。 | <p>P.24 P.35 P.36 P.45 P.46</p> |
| <p>④ 輸出許可発行後の企業への監督方法</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 輸出企業のコンプライアンス体制に係る現状の監督方法について、輸出企業の負担を軽減し、輸出企業のマーケティング活動を円滑にする余地があると思われる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ヒアリングによると、米国では、ライセンス発行後は輸出企業の責任でマーケティング活動を行う運用としている。また必要に応じて当局監査等によりコンプライアンス体制の点検も実施している。一方で、日本では許可発行後においても、展示会前等に当局が資料の点検等を実施しており、輸出企業の負担となっている。 | <p>P.40 P.45</p> |



7. 今後にむけた提言

課題解消に向けた提言

| 本調査により確認した課題 | 提言の詳細 |
|-----------------------|--|
| ① 許可申請手続きに係る情報の不足 | <ul style="list-style-type: none">• 諸外国のプラクティス等を参照し、輸出申請プロセス、手続き、申請に必要な情報や根拠書類等について、明確に記載したガイドライン等を作成し、適切な場所に掲示する。• 上記について、輸出企業に対して、十分なアウトリーチ活動を実施する。 |
| ② 戦略的な輸出促進に寄与する制度面の整備 | <ul style="list-style-type: none">• 諸外国のプラクティスを参照し、特定の防衛装備品や特定の仕向国について、戦略的に輸出を促進するための制度や規制運用を整備する。<ul style="list-style-type: none">➢ 政府が輸出促進を図る防衛装備品に関して、安全保障上懸念の少ない仕向先への輸出許可については、そのリスクに応じて、許可例外（輸出取引情報の提出のみで可とする等）や、特例許可（申請書類の軽減等）等の規制緩和措置を設け、マーケティング活動の促進や、輸出取引の拡大を図る。 |
| ③ 許可発行プロセスの効率性及び情報集約 | <ul style="list-style-type: none">• 情報集約及び業務効率の観点から、許可申請・発行～通関手続きに係るプロセスの高度化に向け働きかける。<ul style="list-style-type: none">➢ 原則、窓口や郵送による許可申請を廃止し、全て電子システム上で完結させるプロセスとすることで、所要期間の削減や事務処理負担の軽減を図る。➢ 許可受付～通関手続きに係る業務をシステム化し、関連組織間での情報連携の迅速化、効率化を図る。 |
| ④ 輸出許可発行後の企業への監督方法 | <ul style="list-style-type: none">• ライセンス発行後における現状の配布資料チェック等の監督方法に代替し、不定期的な当局監査の実施（又は既存監査の高度化）や、企業内コンプライアンス体制への依拠について検討する。• 輸出企業に対し、明確なガイダンスの交付やアウトリーチ活動により、コンプライアンス体制の徹底を図る。 |

7. 今後にむけた提言

輸出管理制度高度化にむけたロードマップ

| 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|
| <p>防衛装備関連企業によるマーケティング活動に係る課題の抽出</p> <p>整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 防衛装備品の輸出ライセンスに関する米国規制調査 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 規制対象品目及びライセンス種類に係る調査 ✓ ライセンス申請に係る調査 ✓ ライセンス免除に係る調査 <p>運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 防衛装備関連企業のマーケティング活動に係る米国規制運用の調査 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 米国防衛装備関連企業のマーケティング活動のプラクティスに係る調査 ✓ 米国規制当局による規制運用に係る調査 | <p>課題の解消に向けたプラクティス調査</p> <p>整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 防衛装備品の戦略的輸出ライセンスに関する調査 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国際協定等締結先への輸出促進に寄与するライセンスに係る調査 ➢ 輸出ライセンス及び通関手続きに係る調査 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 輸出管理システムに係る調査 ✓ ライセンス発行フローに係る調査 <p>運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 防衛装備関連企業のマーケティング活動に対するコンプライアンス体制支援 ➢ 海外プラクティスの調査 (必要手続きの明示状況、アウトリーチ活動、ライセンス発行後の当局監査状況等) | <p>課題の解消に向けた規制及び施策の立案</p> <p>整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 防衛装備品の戦略的輸出ライセンスの構築 ➢ 輸出ライセンス及び通関手続きの効率化 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 輸出管理システムの高度化 ✓ ライセンス発行フローの効率化 (政府及び企業の負担軽減) <p>運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 防衛装備関連企業のマーケティング活動に対するコンプライアンス体制支援 <ul style="list-style-type: none"> ✓ ライセンス申請に係る手続きや必要書類に係る明示方法の明確化 ✓ 民間企業へのアウトリーチ活動の実施(展示会出展前のセミナーやガイドランスの交付等) ✓ 企業の輸出管理体制に係る当局監査の高度化 |
|  |  | |

8. 用語集

8. 用語集

用語集(1/4)

| 用語 | 正式名称 | 説明 |
|---------------------------|--|--|
| 600シリーズ | 600 series item | 2010年以降の輸出規制改革において、もともとUSML(ITAR)にて管理していた軍物品目のうち、NATO等へのサプライチェーン効率化のため、所管をITARからEARへ移行した品目。 |
| APR | Additional Permissive Re-exports | EAR 740.9において規定されるライセンス例外で、旧COCOM加盟国・協力国向けまたは相互間の再輸出入取引、全ての米国原産物・技術の米国への再輸出入取引(積戻し)等、一定条件を満たす種々の貨物の再輸出入取引に適用される。 |
| BIS | Bureau of Industry and Security (産業安全保障局) | 米国商務省所管の一部局で、民生用品の輸出規制(EAR)の管理を中心に、輸出許可や執行業務を所管している。 |
| CCL | Commerce Control List | 米国輸出管理規則(EAR)に掲載されている規制品目リスト。 |
| CFR | Code of Federal Regulations (連邦規則集) | 米国政府が発行する官報において公示された規則等が集成された規則集。 |
| CIN | Company Identification Number | EARライセンスの申請に必要なとなる企業のID番号で、SNAP-RIに登録することで取得可能である。 |
| CIV | Civil End-Users | EAR 740.5において規定されるライセンス例外で、国家安全保障規制(NS)に該当する貨物・技術の民間最終消費者向けの民生用途を条件とした、北朝鮮を除くD:1(旧共産圏)への輸出入取引に適用される。 |
| CJ Request | Commodity Jurisdiction request | 輸出入取引に係る準拠規則について判断する(EARとITARのいずれに該当するか)ための当局への照会のこと。 |
| Company Registration Code | - | ITARライセンスの申請に必要なとなる企業コードで、DDTCにより発行される。 |
| D Trade | The Defense Trade Electronic Licensing System | ITARライセンスの電子申請等に用いるシステムでありDDTCが所管している。 |
| DDTC | Directorate of Defense Trade Controls (防衛取引管理局) | 米国国務省所管の一部局で、軍用品の輸出規制(ITAR)の管理を中心に、輸出許可や執行業務を所管している。 |

8. 用語集

用語集(2/4)

| 用語 | 正式名称 | 説明 |
|---------|---|---|
| DOC | U.S. Department of Commerce (米国商務省) | - |
| DOS | U.S. Department of States (米国国務省) | |
| DS-2032 | - | ITARライセンスの申請に必要となる企業コードを申請するためのフォーム。 |
| DSP-5 | - | 機密でない軍事用品・技術情報の輸出取引を許容するITARライセンス。 |
| DSP-73 | - | 機密でない軍事用品の一時的な輸出取引を許容するITARライセンス。 |
| DSP-83 | - | 機密扱いの軍事用品や、重要軍事装備品(SME)を輸出する際に必要となる、非移転使用証明書。輸出先の荷受人及び最終仕向先(エンドユーザー)等の署名を要する。 |
| DSP-85 | - | 機密扱いの軍事用品・技術情報の輸出及び一時輸入を許容するITARライセンス。 |
| EAA | 米国輸出管理法 Export Administration Act | 米国における民事用品(軍事転用が可能なデュアル・ユース品目を含む)の輸出管理について定めた法令であり、EARの根拠法である。 |
| EAR | 輸出管理規則 Export Administration Regulations | 米国商務省所管で軍事目的に転用可能な民生用品、ソフトウェア、技術の輸出及び再輸出を所管している。 |
| EAR99 | — | EARの規制対象品目であるが、規制品目リスト(CCL)で規定されていない品目に附される規制品目分類番号(ECCN)のこと。リスト外規制品目ともいう。 |
| ECCN | Export Control Classification Number (規制品目リスト番号) | CCLに掲載される規制品目に付与された5桁の分類番号。 |

8. 用語集

用語集(3/4)

| 用語 | 正式名称 | 説明 |
|-----------|--|---|
| GBS | Shipments to B Countries | EAR 740.4において規定されるライセンス例外で、国家安全保障規制(NS)に該当する貨物のB国群への輸出取引に適用される。 |
| LE | License Exceptions (ライセンス例外) | EARにおけるライセンス例外の略称。 |
| LVS | Shipments of Limited Value | EAR 740.3において規定されるライセンス例外で、B国群(旧自由圏)への少額の貨物の輸出取引に適用される。 |
| SME | Significant Military Equipment (重要軍事装備品) | ITARの規制品目のうち、極めて高い軍事ユーティリティやキャパシティを有する品目であり、USMLにおいて、品目名にアスタリスク(*)が付与されている。 |
| SNAP-R | Simplified Network Application Processing Redesign | EARライセンスの電子申請等に用いるシステムでありBISが所管している。 |
| STA | Strategic Trade Authorization | EAR 740.10において規定されるライセンス例外で、国家安全保障規制(NS)等、EAR740.20(c)において規定された規制理由に該当するA:5国群(NATOや日本、ニュージーランド、韓国等の36か国)への輸出取引に適用される。 |
| TMP | Temporary Imports, Exports, and Re-exports | EAR 740.9において規定されるライセンス例外で、1年以内に再輸入又は費消予定の、E国群(テロ支援国)以外での展示用貨物・ソフトウェアの輸出取引や、海外子会社へのテスト用・修理用機材の一時的な輸出取引等に適用される。 |
| TSR | Technology and Software Under Restriction | EAR 740.6において規定されるライセンス例外で、国家安全保障規制(NS)に該当する技術のB国群への輸出で、かつ、荷受人から確約書を事前徴求した輸出取引に適用される。 |
| TSU | Technology and Software - Unrestricted | EAR 740.13において規定されるライセンス例外で、運転技術、販売促進用技術、マスマーケット・ソフトウェア、アップデート・ソフトウェア及び規制されない暗号ソース・コード等の輸出取引等に適用される。 |
| USML | The United States Munitions List (米国武器品目リスト) | ITARの規制対象リスト。ITAR Part121において規定されている。 |
| カントリーグループ | Country Group | BISがその国の懸念度に応じて分けた国別グループのこと。許可例外(License Exceptions)の適用の可否を定めるために使用される国群のリストであり、Part 740 Supplement No.1で規定されている。 |

8. 用語集

用語集(4/4)

| 用語 | 正式名称 | 説明 |
|---------------|---|---|
| カントリー チャート | Country Chart | 仕向地と規制理由・レベルで輸出許可の要否を規定したマトリックスのことであり、Part 738 Supplement No.1で規定されている。 |
| キャッチオール 規制 | — | 大量破壊兵器キャッチオール規制と通常兵器キャッチオール規制の両方の概念を含む総称。需要者及び用途に着目した規制。リスト規制を補完するという意味で、補完的輸出規制ともいう。 |
| ココム /COCOM | Coordinating Committee for Multilateral Export Controls (対共産圏輸出統制委員 会) | 冷戦時に資本主義の国々が共産圏に対して軍事技術や戦略武士の輸出規制を目的に設立した委員会。冷戦終結後、1994年に解散。 |
| デュアル・ ユース品 | — | 軍事用としても非軍事用として利用可能な汎用品。 |
| リスト規制 | — | 輸出令別表第1(外為令別表)1～15において規制される品目の輸出に際して、経済産業大臣の許可が必要となる制度。 |

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人およびDT 弁護士 法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスク マネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。